第

6 1 7 9

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2019年)平成31年 4月 12日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 個人事業者が死亡した場合

Q:個人商店を営んでいた主人が亡くなりました。所得税や消費税の申告・届出はどうすればいいのでしょうか?

A:次のようになっています。

【解説】

確定申告書を提出すべき者が死亡した場合には、死亡した者の相続人が、相続の開始を知った日の翌日から4ヵ月以内に確定申告書(準確定申告書)を提出しなければなりません。そして、これらの申告書を提出する場合には、原則として、相続人全員の連署による次の書類を、各申告書に添付して提出することとされています。

- ①所得税の確定申告付表 (兼相続人の代表者 指定届出書)
- ②死亡した事業者の消費税及び地方消費税の 確定申告明細書

なお、還付申告書を提出できる者が死亡した場合については、特に提出期限が定められていませんので、還付請求権の時効(請求ができる日から5年間)成立前であれば、いつでも提出することができます。

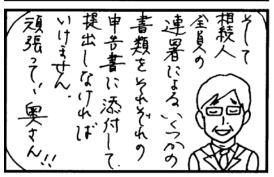
また、届出書については、それぞれ次の期限 までに提出することとなっています。

- ①所得税関係については、「個人事業者の開廃 業等届出書」を開廃業の日(相続開始の日)か ら1ヵ月以内に提出
- ②消費税関係については、「個人事業者の死亡 届出書」を速やかに提出









【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】